

第24回

定時株主総会 招集ご通知

日 時

2020年9月25日（金曜日）
午前10時（午前9時30分開場）

場 所

東京都中央区京橋三丁目1番1号
東京コンベンションホール
（東京スクエアガーデン 5階）

●末尾の会場ご案内図をご参照ください。

目 次

第24回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	6
第1号議案 取締役8名選任の件	
第2号議案 補欠監査役1名選任の件	
（添付書類）	
事業報告	11
連結計算書類	28
計算書類	31
監査報告書	34



ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルスの感染拡大が続いています。多くの株主の皆様が集まる**株主総会**は、**集団感染のリスクがあります**。議決権の行使は書面またはインターネットにより行い、当日のご来場は、感染の回避のため自粛をご検討ください。

また、**株主総会へご出席の株主様へのお土産は取りやめさせていただきます**。

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

令和2年7月豪雨により被災された皆様、また、新型コロナウイルスによる影響を受けられた方々に心よりお見舞い申し上げます。



私たちエフオングループは、エネルギーの利用と供給の両面から、現代の社会が求める合理性と安全を追求していくことを目的とし、「省エネルギー支援」と「木質バイオマス発電」の2つの事業を展開しています。

2020年6月期は、「木質バイオマス発電」において白河発電所、日田発電所、豊後大野発電所が順調に稼働し、2020年1月からは壬生発電所も商業運転を開始いたしました。さらに、「電力小売事業」を再開することといたしました。

今後も引き続き、発電所の安定操業と、第5号機となる新宮発電所の建設に注力してまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

株式会社エフオン
代表取締役社長 **島崎 知格**

証券コード 9514
2020年9月4日

株 主 各 位

東京都中央区京橋三丁目1番1号
株 式 会 社 エ フ オ ン
代表取締役社長 島 崎 知 格

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットにより議決権を事前に行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年9月24日（木曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1 日 時	2020年9月25日（金曜日）午前10時（午前9時30分開場）
2 場 所	東京都中央区京橋三丁目1番1号 東京スクエアガーデン 5階 東京コンベンションホール (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3 株主総会の目的である事項	報告事項 1. 第24期（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第24期（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役8名選任の件 第2号議案 補欠監査役1名選任の件
4 その他議決権の行使に関する事項	代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。
5 その他本招集ご通知に関する事項	本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第13条の規定に基づき当社ホームページ（ http://www.ef-on.co.jp/ ）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。

以 上

1. 事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.ef-on.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
2. 当日の株主総会にて議決権を行使される株主様は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。その際には、議決権行使書用紙を切り離さないようご注意ください。
3. 会場には株主様のみがご入場できます。新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止のため控え室のご準備はございませんのでご注意ください。

新型コロナウイルス感染防止に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染防止に向けた当社の対応について、以下のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

株主様へのお願い

- ・株主総会にご出席される株主様におかれましては、マスクの着用などの感染防止にご配慮いただきご来場くださいますようお願い申し上げます。
- ・会場の座席は従来よりも間隔を空けた配置とさせていただきます。株主総会にご出席される株主様におかれましては、充分なお席が確保できない可能性がございます。ご不便をおかけする場合は、何卒ご容赦くださいますようお願い申し上げます。
- ・議決権は書面またはインターネットにて、事前にご行使いただけますのでご検討くださいますようお願い申し上げます。

当社の対応について

- ・株主総会会場において、感染予防のための策を講じる場合がございます。また、マスクを着用されない株主様のご入場をお断りし、お帰りいただく場合がございますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。
- ・運営スタッフは、マスクを着用してご対応させていただきます。
- ・今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト (<http://www.ef-on.co.jp/>) に掲載いたしますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2020年9月25日（金曜日）
午前10時



書面（郵送）により議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2020年9月24日（木曜日）
午後5時到着分まで



インターネットにより議決権を行使する方法

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2020年9月24日（木曜日）
午後5時入力完了分まで

※ご来場の際は、マスクの着用などの新型コロナウイルスの感染防止にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
マスクを着用されない株主様の株主総会会場へのご入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

〇〇〇〇〇〇

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

書面による方法とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、後に到達したものを有効といたしますが、同一の日に到達した場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものいたします。また、インターネットによる方法により、複数回、議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

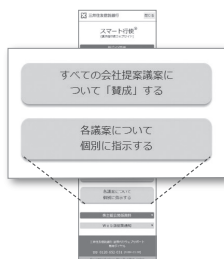
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

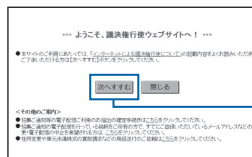
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

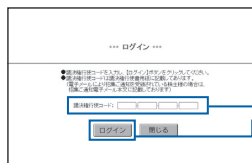
<https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



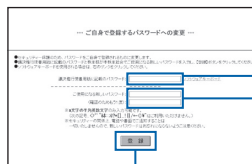
「次へすすむ」を
クリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力
「ログイン」を
クリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」
を入力
実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、
右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

株主総会参考書類

第1号議案

取締役8名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役7名全員が任期満了となりますので、改めて取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番 号

1

しま ざき とも ただ
島 崎 知 格
(1962年8月27日生)

所有する当社の株式数
24,000 株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2002年 9 月 三菱証券株式会社 部長代理
2005年 6 月 当社経営企画部配属
2006年 9 月 当社取締役
2008年 5 月 当社代表取締役社長（現任）

【選任理由】

同氏を取締役候補者とした理由は、代表取締役として、経営全般統轄の任務を通じ、豊富な経験・実績を有しており、事業経営に精通していることから、引き続きその豊富な経験や知見を、当社の経営に活かしていくことが期待できるものと判断したためであります。

候補者
番 号

2

こ いけ ひさ ひと
小 池 久 士
(1961年5月18日生)

所有する当社の株式数
51,000 株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2003年 5 月 株式会社共立メンテナンス
管理本部グループ経営部副部長兼KMG経理センター室長
2006年10月 当社経理部長
2009年 9 月 当社取締役 財務経理部長
2011年 3 月 当社取締役 管理本部長
2011年 9 月 当社常務取締役 管理本部長
2013年10月 当社常務取締役
管理部門管掌（現任）

【選任理由】

同氏を取締役候補者とした理由は、取締役として、当社管理部門において豊富な経験・実績を有しており、引き続きその職務経験や知見を、当社の経営に活かしていくことが期待できるものと判断したためであります。

候補者
番 号

3

ふじ い こう た ろ う
藤井 康太郎
(1964年3月26日生)

所有する当社の株式数
4,800 株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1997年 4 月	コパル電子株式会社	営業本部南関東マネージャー
2005年 4 月	当社電力ビジネス事業部長	
2007年 4 月	当社 E S C O 事業部門長	
2007年10月	株式会社ヴェリア・ラボラトリーズ	常務取締役
2013年 9 月	同社取締役副社長	
2016年 5 月	当社入社	技術統括部配属
	株式会社エフバイオス出向	豊後大野事業所長
2016年 9 月	当社取締役	株式会社エフバイオス 豊後大野事業所長
2017年 7 月	当社取締役	株式会社エフバイオス 日田事業所長
2019年 9 月	当社取締役	株式会社エフバイオス 執行役員 壬生発電所準備室室長
2020年 1 月	当社取締役	株式会社エフバイオス 執行役員 壬生事業所 長
2020年 6 月	当社取締役	電力企画部長（現任）

【選任理由】

同氏を取締役候補者とした理由は、省エネルギー事業や電力事業に精通しており、同分野において豊富な経験・実績を有していることから、引き続きその職務経験や知見を、当社の経営に活かしていくことが期待できるものと判断したためであります。

候補者
番 号

4

かね だ ひ で き
金 田 英 樹
(1968年3月6日生)

所有する当社の株式数
0 株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1988年 4 月	株式会社環境未来恒産入社	
2010年 7 月	株式会社エフバイオス入社	
2012年 1 月	同社日田事業所長	
2015年 7 月	同社西日本燃料事業部長	
2015年 9 月	同社執行役員	
2017年 1 月	同社執行役員	燃料事業部長（現任）
2019年 9 月	当社取締役	株式会社エフバイオス 執行役員 燃料事業部 長（現任）

【選任理由】

同氏を取締役候補者とした理由は、当社の連結子会社である株式会社エフバイオスの執行役員及び燃料事業部長として豊富な経験・実績を有しており、引き続きその職務経験や知見を、当社の経営に活かしていくことが期待できるものと判断したためであります。

なが さわ まこと
長 澤 睦

(1969年1月9日生)

所有する当社の株式数
0 株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1992年 4 月 大成設備株式会社入社
2011年10月 当社技術統括部配属
2013年 5 月 当社技術総括部長
2015年 9 月 当社取締役 技術統括部長
2016年10月 当社取締役 事業部門管掌兼技術統括部長兼環境エネルギー
部長
2019年 9 月 当社執行役員 事業部門管掌兼技術統括部長兼環境エネルギー
一部長（現任）

【選任理由】

同氏を取締役候補者とした理由は、当社の事業基盤である発電所の開発業務に豊富な経験・実績を有しており、その職務経験や知見を、当社の経営に活かしていくことが期待できるものと判断したためであります。

すず き しん いち
鈴 木 信 一

(1962年2月25日生)

所有する当社の株式数
0 株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1995年 4 月 弁護士登録
松下照雄法律事務所 入所
2000年 5 月 鈴木信一法律事務所 代表
2004年 6 月 H Cアセットマネジメント株式会社 監査役（現任）
2006年 3 月 幸橋法律事務所代表（現任）
2008年 6 月 ばんせい証券株式会社 監査役
2008年 7 月 ピーシーフェーズ株式会社 監査役
2010年 9 月 当社社外取締役（現任）

【選任理由】

同氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士及び社外監査役としての豊富な知識と経験を備えており、引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。

みな がわ のり お
皆 川 則 雄
(1949年6月1日生)

所有する当社の株式数
0 株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1998年 7 月 日商岩井株式会社 東京本社 A L M 管理室副室長
2002年10月 株式会社ダイアナ 取締役管理本部長兼財務部長
2010年 1 月 フジ日本精糖株式会社 監査室長
2010年 6 月 ユニテックフーズ株式会社 監査役
2013年 9 月 当社常勤社外監査役
2018年 9 月 当社社外取締役（現任）
2020年 2 月 医療法人社団玲和会 理事（現任）

【選任理由】

同氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり財務、経理業務に携わられ、財務及び会計に関する相当程度の知見と企業経営に関する豊富な知識と経験を有していることや、これまで当社の社外監査役としての経験があり、引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。

さ こ まい こ
佐 古 麻 衣 子
(1980年11月21日生)

所有する当社の株式数
0 株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2008年12月 弁護士登録
2009年 1 月 霞が関法律会計事務所 入所
2013年10月 霞が関法律会計事務所 ジュニアパートナー
2015年 3 月 桜田通り総合法律事務所 ジュニアパートナー
2018年 9 月 当社社外取締役（現任）
2020年 2 月 桜田通り総合法律事務所 パートナー（現任）

【選任理由】

同氏を社外取締役候補者とした理由は、社外役員となる以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、企業法務に関する弁護士としての経験と専門知識を有しており、法律専門家としての客観的立場から引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 鈴木信一氏、皆川則雄氏及び佐古麻衣子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は鈴木信一氏、皆川則雄氏及び佐古麻衣子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、再任が承認された場合引き続き独立役員とする予定であります。
4. 鈴木信一氏は、現在当社の社外取締役であります。皆川則雄氏及び佐古麻衣子氏は、現在当社の社外取締役であります。が、社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって10年となります。皆川則雄氏及び佐古麻衣子氏は、現在当社の社外取締役であります。が、社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。
5. 鈴木信一氏、皆川則雄氏及び佐古麻衣子氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。再任が承認された場合当該契約を継続する予定であります。

第2号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、本選につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任の効力を取り消すことができるものとしたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

い ず た か よ し
伊 豆 隆 義
(1959年5月6日生)

所有する当社の株式数
0 株

略歴、当社における地位並びに重要な兼職の状況

1988年 4 月	弁護士名簿登録（東京弁護士会入会）
1988年 4 月	我妻・海谷法律事務所（現 海谷・江口・池田法律事務所）入所
1994年 4 月	伊豆隆義法律事務所開設
2000年12月	東京グリーン法律事務所設立に参加（現任）
2004年 4 月	草加市開発審査会委員（現任）
2010年10月	公益財団法人日弁連法務研究財団常務理事（現任）
2012年 1 月	公益財団法人日弁連交通事故相談センター審査委員（現任）
2016年 4 月	公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター委員（現任）

【選任理由】

同氏を社外の補欠監査役候補者とした理由は、永年にわたる弁護士としての専門的知見及び豊富な企業法務に関する知識と経験を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 候補者が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額といたします。
4. 候補者は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以上

(添付書類)

事業報告 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、昨年の10月に施行された消費増税により個人消費が下押しされたことのほか、年明けからの世界的な新型コロナウイルスの感染拡大により全国規模での外出自粛や、人との接触を避けるための広範囲な業種にわたる営業自粛、休業要請等により、景気は急速に悪化する状況となりました。

当業界においては、新型コロナウイルスの感染拡大により製造業の操業抑制や各種イベントの中止、外出自粛等の影響により、国内全般の電力需要は例年に比べ大幅に低下いたしました。業界の動向としては、2015年6月に電気事業法が改正され2020年4月より発送電分離が行われております。

このような状況のもと、当社グループの発電事業においては、第1四半期の多雨に基づく燃費悪化やリサイクル木材中心の燃料配分による売電単価の低下、さらにエフオン日田、エフオン豊後大野発電所の送配電会社への販売先変更によるプレミアム廃止に伴い収益水準は低下いたしました。一方、エフオン壬生が竣工後順調に稼働したことで、当社グループの業績向上に大きく貢献し前期との比較においては増収増益とすることができました。定期整備は、10月から12月にかけてエフオン白河、エフオン日田発電所が、4月にエフオン豊後大野発電所が年次定期整備を行いました。これらの発電所はボイラーやタービンの法定点検の年に当たっており例年の整備日数より1～2日程度停止期間が延びたもののその他期間については極めて順調に稼働しております。エフオン壬生発電所については、5月に自主点検を実施し新設設備の不具合の予防保全に努めております。各発電所では利益の向上に向け動力系のエネルギー効率の改善や燃料総使用量の低減のためさまざまな取組を実施しております。これらは当社グループ内で相互に共有され、発電所運営に関するさらなる技術向上に大きく貢献しております。こうした取組を通じ送電量全体は、エフオン壬生稼働を含め前期を大きく上回る成果となりました。また、和歌山県新宮市での発電所建設計画においては、今のところ新型コロナウイルスの感染症の影響もなく計画通り進捗しております。

省エネルギー支援サービス事業では、複数のオンサイト自家発電プロジェクトが満期終了を迎え対前期の比較で相当程度売上高は減少しております。これらのプロジェクトのうち一部において設備の有税償却を実施していたことから、満期終了に伴い繰延税金資産の取崩を実施いたしました。また、税務上の繰越欠損金については、充当期限の到来したものが切捨てられたことで、償却超過額の認容と合わせ法人税等調整額が減益向きに増加いたしました。

当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高12,218百万円（前期比10.6%増）、営業利益2,927百万円（前期比2.7%増）、経常利益2,826百万円（前期比8.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,757百万円（前期比15.7%減）となりました。

（省エネルギー支援サービス事業）

当連結会計年度において、外部売上高については第1四半期及び当第3四半期において既存のオンサイト自家発電事業の一部のプロジェクトの期間満了により稼働プロジェクトが相当程度減少しており、前期との比較では売上高、営業利益ともに下回る業績となりました。新規案件については、新型コロナウイルス感染拡大防止措置により顧客との細部調整に時間を要することとなり、次年度へ継続して推進することとなりました。内部売上高については、連結子会社のエフオン壬生での新規発電所建設が終了し工事進行基準売上を計上しております。

当連結会計年度の本事業セグメントの業績は、グループ内取引を含めた売上高では5,752百万円（前期比26.8%減）、外部顧客に対する売上高では477百万円（前期比34.0%減）営業利益16百万円（前期比34.0%減）となりました。

（グリーンエナジー事業）

当連結会計年度におけるグリーンエナジー事業は、既存の発電所において、近年の定常的な降雨量の増加による木質チップの使用量の増加の経験を踏まえ、燃費の向上を目的として各燃料種別の使用バランスを変更する取組を推進いたしました。水分を多く含む未利用木材の利用を抑制することで全体としての使用量を低減する目途でスタートいたしましたが、バイオマスボイラーに投下する燃料のすべての種別の含有水分量が高めで推移したため使用量全体の低減に効果を発揮することができず、リサイクル木材の多用が売電単価を押下げる結果となりました。また、エフオン日田、エフオン豊後大野の販売先変更による売電単価の低下や、これに加えて稼働前発電所要員に係る費用や山林事業に関連する費用が増加したこと等により前期を下回る業績となりました。一方、新設の事業所であるエフオン壬生発電所は、下半期から営業運転を開始いたしましたが、想定を上回る稼働を実現することができ、本セグメント全体としては増収増益となりました。

建設中の新宮発電所は、タービン棟基礎及び立柱工事が予定通り進行しております。新型コロナウイルスの感染拡大防止措置の影響として、建設物資の調達遅延や移動制限による人員不足等の支障は現在のところありません。

当連結会計年度の本事業セグメントの業績は、売上高で11,740百万円（前期比13.7%増）、営業利益2,964百万円（前期比1.5%増）となりました。

各事業セグメントにおける外部取引に係る業績は下記のとおりです。

(単位：百万円)

事業区別	連結売上高	連結営業利益
省エネルギー支援サービス事業	477	16
グリーンエネルギー事業	11,740	2,964
全社(共通)	－	△53
合計	12,218	2,927

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は5,446百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

グリーンエネルギー事業	(株)エフバイ奥斯	木質チップ製造設備、山林事業機械
	(株)エフオン豊後大野	木質バイオマス発電設備追加整備
	(株)エフオン壬生	木質バイオマス発電所設備

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

グリーンエネルギー事業	(株)エフバイ奥斯	木質チップ製造設備
	(株)エフオン新宮	木質バイオマス発電所設備

ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、減失

省エネルギー支援サービス事業	(株)エフオン	オンサイト自家発電設備の売却
----------------	---------	----------------

(3) 対処すべき課題

当連結会計年度は、新型コロナウイルスの感染拡大が進行し当社グループにおいては発電所運営に支障のないよう人の移動制限や本社機能については在宅勤務等の施策を実施することとなりました。各施設での感染防止策はもとより、罹患者が発生した場合に備え各発電所を相互に扶助する緊急対応策を策定する事態となりました。

これらの経験を踏まえ、感染症リスクに対応する体制の拡充は、最も重要な課題であると考えます。また、当社グループのグリーンエネルギー事業では、未利用木材利用率を一定程度維持した上で燃費の向上に努めるとともに、高稼働維持を目標としてきめ細やかな点検、保全の実施を継続し、安定稼働を実現してまいります。さらに、山林事業では、燃料調達の間口を広げ原木での受入やチップ加工生産量の向上のほか、発電所の運営に連係して原木貯蔵時の含有水分量の低減に挑戦してまいります。

木質バイオマス発電事業の事業環境を将来にわたって担保し、再生可能エネルギーのさらなる普及を実のあるものにするため、運営関連では、安定稼働の実現に向けこれまで蓄積したノウハウを結集して効率化改善を実施することやメンテナンスに係る部品調達でスケールメリットを活用したコストの低減を実践すること、さらには森林資源の積極活用及び管理手法を確立するため、感染症に対応するバックアップ体制を含め、これらを担う専門的な人員の確保、教育、リモートでの業務の実践を継続することが最も重要な経営課題であると考えております。

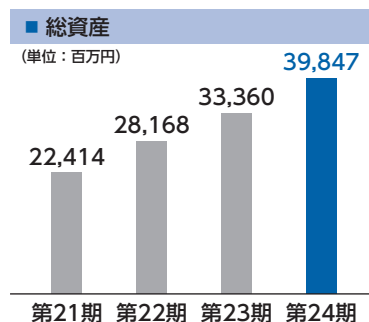
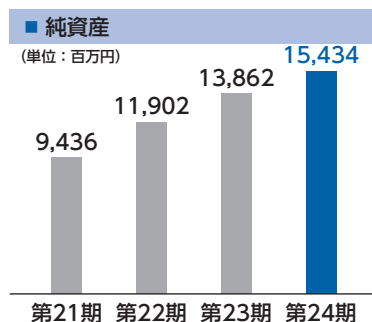
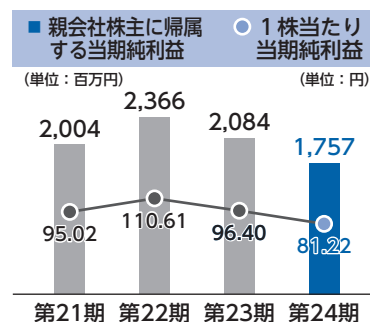
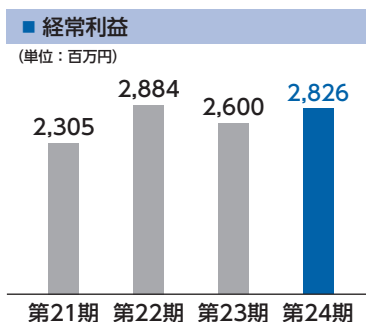
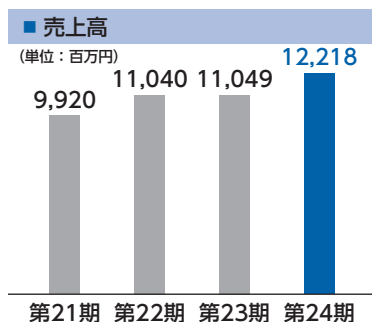
また、エフオン新宮の新たな木質バイオマス発電所の建設について、予定している工事計画の履行に最大限注力してまいります。同発電所の稼働に必要な事業環境の構築、整備について、最も重要な課題と認識しております。

(4) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分 \ 期 別	第21期 (2017年6月期)	第22期 (2018年6月期)	第23期 (2019年6月期)	第24期 (当連結会計年度) (2020年6月期)
売上高	9,920	11,040	11,049	12,218
経常利益	2,305	2,884	2,600	2,826
親会社株主に帰属する当期純利益	2,004	2,366	2,084	1,757
1株当たり当期純利益	95円02銭	110円61銭	96円40銭	81円22銭
純資産	9,436	11,902	13,862	15,434
総資産	22,414	28,168	33,360	39,847

(注) 2018年7月1日を効力発生日として、普通株式1株につき1.2株の割合で分割しております。当該株式分割が第21期の期首に行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。



(5) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
株 式 会 社 エ フ オ ン 日 田	495百万円	100.00%	木質バイオマス発電事業
株 式 会 社 エ フ オ ン 白 河	441百万円	100.00%	木質バイオマス発電事業
株式会社エフオン豊後大野	450百万円	100.00%	木質バイオマス発電事業
株 式 会 社 エ フ オ ン 壬 生	1百万円	100.00%	木質バイオマス発電事業
株 式 会 社 エ フ オ ン 新 宮	1百万円	100.00%	木質バイオマス発電事業
株 式 会 社 エ フ バ イ オ ス	10百万円	100.00%	バイオマス燃料販売、 発電所運営受託事業
ソレイユ日田株式会社	10百万円	100.00%	太陽光発電所運営管理事業

(6) 主要な事業内容（2020年6月30日現在）

①省エネルギー支援サービス事業

省エネルギー支援サービス事業とは、企業等の顧客設備の省エネルギー及び再生可能エネルギーの導入を支援するサービスです。顧客企業のエネルギー使用実態を調べ、省エネルギーの診断を行うとともに、診断結果に基づいて、実際の省エネルギー対策設備及びシステムの設計や施工、その後の運用までを一貫して行います。また、総合エネルギーマネジメントとして、顧客企業のエネルギー使用状況の把握、削減計画の策定、運用・設備改善の実施、削減状況の測定といったサービスのほか、再生可能エネルギーの導入支援、二酸化炭素の管理・削減のコンサルティング等のサービスを提供しております。

②グリーンエネルギー事業

グリーンエネルギー事業は、再生可能な自然エネルギーを電力に転換する事業です。二酸化炭素の排出削減等の社会的な環境改善ニーズに対応し、再生可能エネルギーの中で特に木質バイオマス（注）をエネルギー源とした環境価値の高い発電所の開発、建設及び運営を行います。当社グループでは、現在、F I Tの設備認定を受けたエフオン日田、エフオン白河、エフオン豊後大野、エフオン壬生の木質バイオマス発電所が稼働しております。また、新設の木質バイオマス発電所として、現在、和歌山県新宮市にて建設を推進しております。木質バイオマス発電所の運営及び木質バイオマス燃料供給に関しては、その専門会社としてエフバイオスが当たり、廃木質材や森林資源の有効活用を通じてグリーンエネルギー事業の中核を担っております。

（注）木質バイオマス

バイオマスとは、生物資源（b i o）の量的（m a s s）を表す概念で「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」とされています。

木質バイオマスは、樹木に由来する有機物であって、エネルギー源として利用できるものをいいます。当社グループが手掛ける新エネルギーによる発電事業は、製材所や木工加工メーカー等から排出される廃材や、建築解体現場から排出される建築廃材等を、選別、破碎した木質チップを発電用燃料とするものです。バイオマス資源は、植物が光合成によって空気中の二酸化炭素を取り込んで成長するため、バイオマスの燃焼により放出される二酸化炭素は、地球規模において二酸化炭素のバランスを崩さない「カーボン・ニュートラル」であるとされています。また、バイオマス資源は、石油などの化石燃料とは違い、適正な管理を行えば半永久的に枯渇することなく利用可能な「再生可能資源」として注目されています。

（７）主要な営業所及び工場（2020年6月30日現在）

当 社	本 社：東京都中央区京橋三丁目1番1号	
	関西事業所：和歌山県和歌山市板屋町22	
子 会 社	(株)エフオン日田	：大分県日田市
	(株)エフオン白河	：福島県白河市
	(株)エフオン豊後大野	：大分県豊後大野市
	(株)エフオン壬生	：東京都中央区
	(株)エフオン新宮	：東京都中央区
	(株)エフバイオス	：東京都中央区
	ソレイユ日田(株)	：大分県日田市

(8) 使用人の状況 (2020年6月30日現在)

企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
省エネルギー支援サービス事業	6名	1名増
グリーンエナジー事業	179名	32名増
全社(共通)	19名	1名減
合計	204名	32名増

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時従業員（パートタイマー、嘱託、顧問及び派遣社員）は含んでおりません。
2. グリーンエナジー事業の使用人数増加は、主に発電所勤務者の人員増強であります。

(9) 主要な借入先の状況 (2020年6月30日現在)

借入先	借入金残高 (単位：百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	5,684
株式会社日本政策金融公庫	4,117
株式会社三井住友銀行	3,826
株式会社みずほ銀行	2,911
株式会社横浜銀行	2,799

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

株式の状況（2020年6月30日現在）

- ① 発行可能株式総数： 69,840,000株
- ② 発行済株式の総数： 21,638,199株
- ③ 株主数： 5,644名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本テクノ株式会社	7,049,280株	32.58%
光通信株式会社	1,775,000株	8.20%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,581,600株	7.31%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,166,800株	5.39%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	368,900株	1.70%
GOVERNMENT OF NORWAY	349,200株	1.61%
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT	292,800株	1.35%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	240,000株	1.11%
RBC ISB A/C LUX NON RESIDENT/DOMESTIC RATE-UCITS CLIENTS ACCOUNT	239,200株	1.11%
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	232,600株	1.07%

3 会社役員の状況

(1) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年6月30日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	島 崎 知 格	
常 務 取 締 役	小 池 久 士	管理部門管掌
取 締 役	藤 井 康 太 朗	電力企画部長
取 締 役	金 田 英 樹	
取 締 役	鈴 木 信 一	幸橋法律事務所代表
取 締 役	皆 川 則 雄	
取 締 役	佐 古 麻 衣 子	
常 勤 監 査 役	矢 田 真 一	
監 査 役	清 水 敏 生	
監 査 役	望 月 英 仁	望月公認会計士事務所所長、望月税理士事務所所長

- (注) 1. 取締役鈴木信一氏、取締役皆川則雄氏及び取締役佐古麻衣子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役清水敏生氏及び監査役望月英仁氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役矢田真一氏は、これまでの社外取締役としての経験や、大手金融機関での職務により培われた専門的知識を有しております。
 監査役清水敏生氏は、経営管理分野での幅広い知見を有し、また監査役としての豊富な知識と経験を有しております。
 監査役望月英仁氏は、公認会計士・税理士として企業経営に精通しており、会計、税務に関する相当程度の知見を有し、また監査役としての豊富な知識と経験を有しております。
4. 当社は取締役鈴木信一氏、取締役皆川則雄氏、取締役佐古麻衣子氏、監査役清水敏生氏及び監査役望月英仁氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退 任 時 の 地 位
児 島 裕 和	2019年9月25日	任 期 満 了	取締役
長 澤 睦	2019年9月25日	任 期 満 了	取締役
上 田 淳	2019年9月25日	任 期 満 了	社外監査役

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (3)	111百万円 (7百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3)	17百万円 (4百万円)
合 計 (うち社外役員)	13名 (6)	129百万円 (12百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬額は、2018年9月26日開催の第22回定時株主総会において、年額240百万円以内、うち社外取締役分40百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬額は、2018年9月26日開催の第22回定時株主総会において、年額40百万円以内と決議いただいております。

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金 該当事項はありません。

③ 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額 該当事項はありません。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ・取締役鈴木信一氏は、幸橋法律事務所の代表を兼務しております。なお、当社と幸橋法律事務所との間に取引関係はありません。
- ・監査役望月英仁氏は、望月公認会計士事務所、望月税理士事務所の所長を兼務しております。なお、当社と望月公認会計士事務所、望月税理士事務所との間に取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	氏 名	活 動 状 況
取締役	鈴木 信 一	当事業年度に開催された取締役会11回全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保すべく弁護士としての専門的な見地から議案の審議に必要な意見表明を適宜行っております。
取締役	皆 川 則 雄	当事業年度に開催された取締役会11回全てに出席し、過去の監査役経験及び他社取締役経験並びに財務・経理分野の知見から高度な視野を持ち、適切な機会に必要な応じて発言を行っております。
取締役	佐 古 麻衣子	当事業年度に開催された取締役会11回全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保すべく弁護士としての専門的な見地から議案の審議に必要な意見表明を適宜行っております。
監査役	清 水 敏 生	当事業年度に開催された取締役会11回及び監査役会12回に全て出席し、企業経営者としての豊かな経験と深い見識に基づいて幅広い見地から監査を行い、取締役会及び監査役会を含め、適切な機会に必要な応じて発言を行っております。
監査役	望 月 英 仁	就任以来、在任期間中に開催された当事業年度の取締役会9回及び監査役会9回に全て出席し、公認会計士・税理士としての専門的な見地からはもとより、深い見識に基づいて高度な視野で監査を行い、取締役会及び監査役会を含め、適切な機会に必要な応じて発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

- (注) 1. 当社の連結子会社で会計監査人と監査契約などを締結している会社はありません。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関連部署及び会計監査人からの必要資料の入手や報告の徴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠の妥当性を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人東陽監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任の議案を株主総会に付議いたします。

5 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は会社法等の法令で求められる業務の適正性を確保するための体制を整備するための「基本方針」を2006年5月15日開催の取締役会において決議しております。会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）の施行により「基本方針」を2015年5月7日開催の取締役会にて以下のとおり改定いたしました。当社グループの定める内部統制に関する「基本方針」の概要及びその運用状況の概要は以下のとおりです。

I. 内部統制に関する当社グループの取り組み

当社グループは、本基本方針に従い、会社法及び会社法施行規則が定めるところの株式会社の業務の適正を確保するための体制、金融商品取引法が定めるところの財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制、その他企業価値の維持向上を図るための体制（以下、総称して「内部統制システム」という）を整備する。

当社グループは、代表取締役社長を中心として、取締役及び使用人（以下「役職員」という）全員で内部統制を推進していくとともに、内部統制委員会を設置し、内部統制システムが有効に機能するように努める。

II. 内部統制システムの整備に関する基本方針

(i) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令・定款及び社会規範（以下「法令等」という）を遵守した行動の基準とするため、関係部署の管理のもとで規則・規程等の整備・運用を図る。
- ② 法令等遵守に係る事項につき、関連規則・規程等の浸透を図り、役職員の啓蒙に努める。

- ③ 法令等に照らし疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として、ヘルプラインを設置・運営し、法令違反等の不正行為を早期に発見するとともに、通報した使用人が、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないようにする。
- ④ 当社グループは、企業の社会的責任を十分認識し、反社会的な勢力に対しては、組織として毅然とした態度で臨み、不当要求を拒絶し、それらの勢力との取引や資金提供などの一切の関係を遮断する。

(ii) 職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役は、各々の業務執行又は意思決定における判断基準・判断理由を明確にするため、その職務執行に係る情報を記録する。当社グループは、法令等及び関連諸規則に従い、所定の部署がこれを適切に保管し、取締役及び監査役の迅速な職務遂行のために常時閲覧可能な体制を整える。
- ② 使用人の職務遂行に係る情報についても、法令等及び関連規則等に従い、取締役の職務執行に係る情報と同様に取り扱うものとする。
- ③ 当社グループは、情報漏洩防止のため、社内情報の取扱い並びに文書及び電磁的記録の保管方法を定め、セキュリティを万全なものとする。
- ④ 情報管理責任者及び関係部署は、連携して適時適切な情報開示に努める。

(iii) 損失の危険を管理する規程その他の体制

- ① 内部統制委員会は、リスクに関する規程に従い、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。
- ② 役職員は、有形無形を問わず、当社グループの資産の取得・使用・処分の各段階におけるフローを確立し、資産の保全に努める。

(iv) 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、業務執行取締役の管掌責任の明確化を図るため、各業務執行取締役の管掌業務を定める。
- ② 業務執行取締役は、代表取締役社長諮問機関である経営会議を定期的に行い、事業活動の統合調整と業務執行の意思統一を図る。
- ③ 当社グループは、役職員の職務の執行の効率化を図るため、職務権限及び意思決定ルールを策定し、各部署の業務分掌を明確にする。

(v) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社管理規程など関連規則等を制定し、グループ全体の状況を常時把握する部署を当社内に設置して財産の状況及びその他の重要事項を取締役会に報告するなど、子会社管理制度の確立を図る。

- ② 当社グループは、業務フロー、会計システム等を含め、連携して制度の統一化を図る。
 - ③ 当社グループの各監査役間の連携を図り、必要に応じて情報交換・意見交換を行う。
 - ④ 内部監査室は、当社グループの業務の執行状況について、定期的に監査を行う。
- (vi) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
- ① 代表取締役は監査役会からの職務を補助すべき使用人設置の要求に対しては、監査役会と監査の実効性の確保の観点から協議の上、使用人を配置する。
 - ② 監査役を補助すべき使用人は専任とし、監査役の指揮命令のもと職務を遂行する。
 - ③ 監査役を補助すべき使用人の任命・人事異動・人事考課等に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。
- (vii) 当社グループの役職員が当社監査役会又は当社監査役への報告に関する体制
- ① 当社グループの役職員は、当社若しくは当社連結子会社に著しい損害を与える事実又はその恐れが発生、法令違反等の不正行為、その他これらに準ずる事実又はその恐れが発生について、当社監査役に遅滞なく報告をする。また、当社グループの役職員からかかる報告を受けた者は、当該報告を受けた内容を当社監査役に遅滞なく報告をする。
 - ② 監査役は、当社グループの役職員に対し、必要に応じた業務執行内容の報告、説明又は資料提出等を求めることができる。
 - ③ 内部監査室は、当社監査役に内部監査の結果を報告する。
 - ④ 監査役への報告をした役職員が、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないようにする。
- (viii) 監査役の職務の執行について生じる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生じる合理的な費用の前払又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (ix) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、定期的開催される代表取締役社長との意見交換会、当社グループが保有する設備の見学等により、当社グループの最新情報を取得することができる。
 - ② 監査役は、当社グループの最新の状況を把握するために、定期的に社内会議に出席し、また必要に応じて当社グループの役職員に意見交換及び情報提供を求めることができる。

- ③ 監査役は、その職務の遂行に必要な場合に、弁護士・公認会計士・税理士等の外部専門家から意見を求めることができる。

(x) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 当社グループは、有識者と連携の上、関係諸法令、関連諸規程及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、会社の財政状態及び経営成績に関し真実の報告を行う。
- ② 当社グループは、金融庁策定『財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準』等に基づき、財務報告の信頼性を確保するために必要な事項を実施する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、2015年5月7日付当社取締役会において決議した「内部統制基本方針」に基づき、関連諸規程の整備を実施しております。

また、「内部統制基本方針」に規定されている内部統制委員会は代表取締役社長を委員長として当事業年度において4回開催され、事業年度末には常勤監査役が出席の上、内部統制システムが有効に機能していることの確認を行っております。

(2) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しております。当事業年度は、1株につき8円の配当を実施することといたしました。次期以降につきましては、事業年度毎の利益の状況、また、現在建設中若しくは計画中の新たな木質バイオマス発電所への設備投資等を考慮しつつ安定した配当を継続できるよう努力し、株主の皆様への利益還元に努めてまいります。

なお、内部留保資金につきましては、企業体質の強化及び将来の事業展開のための財源として利用していきたいと考えております。

また、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものです。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年6月30日現在)

(単位: 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
I. 流動資産	7,524	I. 流動負債	4,057
現金及び預金	4,248	支払手形及び買掛金	948
受取手形及び売掛金	1,298	短期借入金	200
貯蔵品	708	一年内返済予定長期借入金	1,526
未収消費税	851	未払金	293
その他	418	一年内支払予定長期未払金	153
II. 固定資産	32,322	リース債務	103
1. 有形固定資産	31,673	未払法人税等	197
建物及び構築物	6,900	賞与引当金	38
機械装置及び運搬具	15,070	メンテナンス費用引当金	447
工具、器具及び備品	91	その他	149
土地	3,127	II. 固定負債	20,355
リース資産	166	長期借入金	20,188
立木	539	長期未払金	66
建設仮勘定	5,777	リース債務	90
2. 無形固定資産	361	繰延税金負債	9
電気供給施設利用権	354	負債合計	24,412
その他	6	純 資 産 の 部	
3. 投資その他の資産	288	I. 株主資本	15,425
繰延税金資産	196	資本金	2,292
その他	92	資本剰余金	1,292
		利益剰余金	11,840
		II. 新株予約権	8
		純資産合計	15,434
資産合計	39,847	負債純資産合計	39,847

連結損益計算書 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		12,218
売上原価		8,620
売上総利益		3,597
販売費及び一般管理費		669
営業利益		2,927
営業外収益		
受取利息	0	
作業くず売却益	6	
固定資産売却益	3	
補助金収入	6	
雑収入	28	
その他	10	55
営業外費用		
支払利息	141	
支払手数料	6	
株式交付費	0	
固定資産除却損	4	
その他	3	156
経常利益		2,826
特別利益		
新株予約権戻入益	19	19
税金等調整前当期純利益		2,845
法人税、住民税及び事業税	426	
法人税等調整額	662	1,088
当期純利益		1,757
親会社株主に帰属する当期純利益		1,757

連結株主資本等変動計算書

(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,288	1,288	10,256	—	13,833
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	4	4			8
剰余金の配当			△173		△173
親会社株主に帰属する当期純利益			1,757		1,757
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の消却			△0	0	—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					—
当期変動額合計	4	4	1,583	—	1,592
当期末残高	2,292	1,292	11,840	—	15,425

(単位：百万円)

	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
当期首残高	28	13,862
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）		8
剰余金の配当		△173
親会社株主に帰属する当期純利益		1,757
自己株式の取得		△0
自己株式の消却		—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	△19	△19
当期変動額合計	△19	1,572
当期末残高	8	15,434

計算書類

貸借対照表 (2020年6月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
I. 流動資産	9,822	I. 流動負債	5,323
現金及び預金	502	買掛金	132
売掛金	6,621	短期借入金	200
前払費用	38	一年内返済予定長期借入金	491
未成工事支出金	1,762	未払金	118
未収入金	694	一年内支払予定長期未払金	149
その他	202	リース債務	103
II. 固定資産	7,056	前受金	3,950
1. 有形固定資産	395	未払費用	6
建物	64	未払法人税等	22
機械及び装置	63	預り金	5
工具、器具及び備品	29	賞与引当金	15
リース資産	166	メンテナンス費用引当金	78
車両運搬具	0	その他	50
土地	56	II. 固定負債	2,401
建設仮勘定	14	長期借入金	1,244
2. 無形固定資産	5	関係会社長期借入金	1,000
ソフトウェア	2	長期未払金	66
その他	2	リース債務	90
3. 投資その他の資産	6,655	負債合計	7,724
関係会社株式	2,161	純 資 産 の 部	
関係会社長期貸付金	4,230	I. 株主資本	9,144
長期前払費用	5	1. 資本金	2,292
繰延税金資産	179	2. 資本剰余金	1,292
その他	79	資本準備金	1,292
		3. 利益剰余金	5,559
		その他利益剰余金	5,559
		繰越利益剰余金	5,559
		II. 新株予約権	8
		純資産合計	9,153
資産合計	16,878	負債純資産合計	16,878

損益計算書 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		6,010
売上原価		5,655
売上総利益		354
販売費及び一般管理費		272
営業利益		81
営業外収益		
受取利息	4	
受取配当金	1,184	
その他	4	1,193
営業外費用		
支払利息	20	
その他	2	23
経常利益		1,251
特別利益		
新株予約権戻入益	19	19
税引前当期純利益		1,271
法人税、住民税及び事業税	△386	
法人税等調整額	430	44
当期純利益		1,227

招集
通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主資本等変動計算書 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計		
		資本準備金	そ の 他 利益剰余金				
			繰越利益 剰余金				
当期首残高	2,288	1,288	4,505	—	8,082	28	8,111
当期変動額							
新株の発行 (新株予約権の行使)	4	4			8		8
剰余金の配当			△173		△173		△173
当期純利益			1,227		1,227		1,227
自己株式の取得				△0	△0		△0
自己株式の消却			△0	0	—		—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)					—	△19	△19
当期変動額合計	4	4	1,503	—	1,062	△19	1,042
当期末残高	2,292	1,292	5,559	—	9,144	8	9,153

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年8月13日

株式会社エフオン
取締役会 御中東陽監査法人
東京事務所指 定 社 員 公認会計士 山 田 嗣 也 ㊞
業務執行社員指 定 社 員 公認会計士 清 水 谷 修 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エフオンの2019年7月1日から2020年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エフオン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年8月13日

株式会社エフオン
取締役会 御中東陽監査法人
東京事務所指 定 社 員 公認会計士 山 田 嗣 也 ㊞
業務執行社員指 定 社 員 公認会計士 清 水 谷 修 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エフオンの2019年7月1日から2020年6月30日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年7月1日から2020年6月30日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づいて審議した結果を以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画、職務分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画、職務分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、子会社の本店や発電所等業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づいて整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年8月13日

株式会社エフオン 監査役会

監査役（常勤） 矢 田 真 一 ㊞
社 外 監 査 役 清 水 敏 生 ㊞
社 外 監 査 役 望 月 英 仁 ㊞

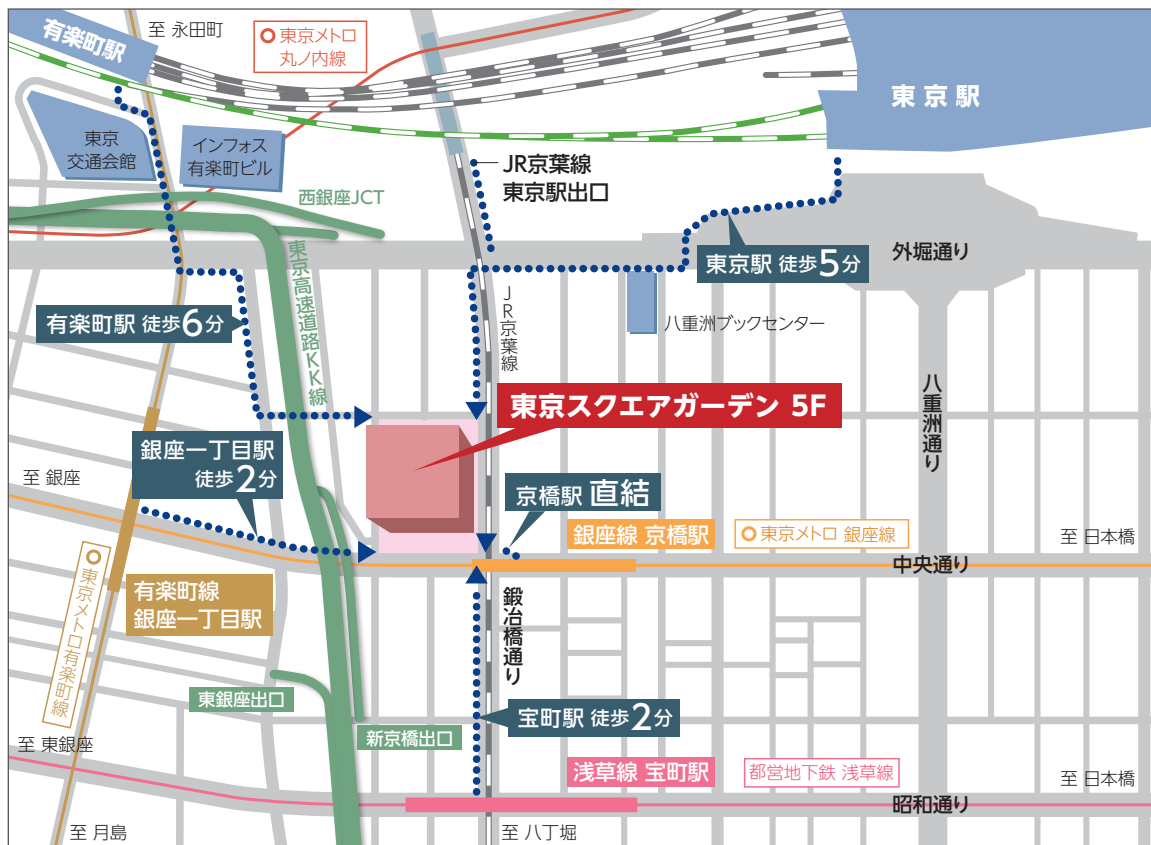
以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区京橋三丁目1番1号
東京コンベンションホール
(東京スクエアガーデン 5階)

TEL 03-5542-1995

- ▶ 「東京駅」 徒歩 5 分
- ▶ 「銀座一丁目駅」 徒歩 2 分
- ▶ 「京橋駅」 直結
- ▶ 「有楽町駅」 徒歩 6 分
- ▶ 「宝町駅」 徒歩 2 分

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。